

7 屋外広告物の主な関係法令等

(1) 主な関係法令

法令名	主な規制内容	受付番号
建築基準法	工作物の建築確認（第6条，第88条） …高さが4mを超える広告塔，広告板等（施行令第138条）	岡山市建築指導課 指定確認検査機関
道路法	道路の占用許可（第32条） …広告塔その他これに類するもの，看板，旗ざお，幕，アーチ（施行令第7条）。道路の上空に突き出す場合も，許可が必要	国土交通省岡山国道事務所 岡山市各区役所地域整備課 岡山市北区農林土木分室 岡山市各支所産業建設課
道路交通法	道路の使用許可（第77条） …広告板，アーチ等	所轄警察署
岡山市風致地区条例	風致地区内の工作物の設置許可（第2条） …工作物の新築，改築，増築又は移転で，当該新築等に係る部分の高さが1.5mを超えるもの	岡山市都市計画課
都市計画法	地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）における工作物の建設の届出（第58条の2） …表示面積が1㎡を超えるもの又は高さが3mを超えるもの	岡山市都市計画課
自然公園法（国立公園）	①特別地域内の広告物の設置許可（第17条） ②普通地域内の広告物の設置届（第20条）	岡山市環境保全課
岡山県立自然公園条例	①特別地域内の広告物の設置許可（第13条） ②普通地域内の広告物の設置届（第15条）	岡山市環境保全課
岡山県自然保護条例	環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域（特別保護地区を除く。）内の工作物等の設置届（第14条）	岡山市環境保全課
公職選挙法	選挙運動の際の文書図面の掲示方法，場所等（第143条～第145条，第147条）	岡山県 岡山市選挙管理委員会

(2) 土地の所有者等の承諾

屋外広告物の許可を受け，関係法令の手続きを行っても，広告物を表示し，又は設置しようとする土地，建築物，工作物等が他人の所有に属するときは，その所有者又は管理者の承諾を得なければ，広告物を表示し，又は設置することができない。

電柱，電話柱等についても，必ず承諾を得なければならない。

現在，原則として電柱，電話柱等については，はり紙，はり札及び立看板の表示の承諾は行われていない。これは，政治活動，文化活動その他営利を目的としないポスター等及び公職選挙法に基づくポスター等についても，同様である。